

指定混合肥料生産の手引き

I.	指定混合肥料とは	2
1	指定混合肥料の種類について	2
II.	指定混合肥料の生産届と留意事項.....	3
1	生産届の手続き	3
(1)	添付書類（ 必須 、全て写しで可）	3
(2)	該当する場合に提出する添付書類	3
2	留意事項等	4
(1)	届出内容の変更などの手続き	4
(2)	法律上の遵守事項.....	4
(3)	その他留意事項	4
III.	各種申請書及び記載例	4

＜各申請・届出の提出先及び問合せ先＞

千葉県農林総合研究センター検査業務課

〒266-0014 千葉市緑区大金沢町9-4-1

電話：043-291-1875 Fax：043-291-1876

メール：koyashi@pref.chiba.lg.jp

I. 指定混合肥料とは

肥料の品質の確保等に関する法律（以下「法」という）において「肥料」とは次のように定義されています。①植物の栄養とするため、土地に施用するもの。②植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの。③植物の栽培に役立つよう、土壌に化学変化をおこさせるため、土地に施用するもの。

肥料は「普通肥料」と「特殊肥料」に分けられ、生産又は輸入には、登録又は届出が必要となります。既に登録又は届出のある肥料や農林水産大臣の指定した土壌改良資材を配合する肥料は「指定混合肥料」となり、生産又は輸入する場合は、農林水産大臣又は都道府県知事へ届出を行います。県への届出となる主な肥料は、①都道府県登録の普通肥料を原料とする ②特殊肥料と土壌改良資材を配合する の2つのケースで県内生産を行う場合となります。

1 指定混合肥料の種類について

使用する原料や加工方法によって、以下の4種類に分類されます。

肥料種類	使用原料等
指定配合肥料	普通肥料＋普通肥料（単純配合・水造粒）
指定化成肥料	普通肥料＋普通肥料（水以外の材料を使用する造粒）
特殊肥料等入り 指定混合肥料	普通肥料＋特殊肥料
土壌改良資材入り 指定混合肥料	普通肥料＋土壌改良資材 特殊肥料＋土壌改良資材

使用できる原料及び材料の詳細や保証成分のルールについては、農林水産省 HP 掲載の下記ファイルを参照ください。

「新たな肥料の配合ルール等について」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/attach/pdf/0729hiryo_setsumei-1.pdf

「新たな配合ルールに関する Q&A」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/seidominaoshi-16.pdf

Ⅱ. 指定混合肥料の生産届と留意事項

1 生産届の手続き

肥料の届出は、郵送又はメール等で受け付けます。届出に手数料はかかりません。「指定混合肥料生産届（様式及び記載例はⅢ各種届出書と記載例を参照）」と下記の該当する添付書類を、生産を開始する1週間前までに提出ください。

(1) 添付書類（必須、全て写しで可）

① 届出者証明書類

法人：法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 個人：住民票又は運転免許証写し

② 生産事業場の所在地図

幹線道路、駅等からの道順を示したもの（手書き、地図コピーでも可）

＊①、②は既に届出ある個人又は法人が、新銘柄の届出をする場合は添付を省略可。

③ 配合設計書

原料肥料及び材料の割合及び登録番号、保証成分量（計算方法含む）を記載した配合設計書（任意様式）

④ 配合する原料肥料の登録証又は届出書の写し等

(2) 該当する場合に提出する添付書類

① 肉骨粉等を原料とする肥料 どちらか該当する方の写しを提出

「豚・馬、家さん及び海産は乳動物由来肉骨粉等適合確認書」

豚・馬、家さん及び海産は乳動物に由来する肉骨粉等

「製造基準適合確認書」又は「肥料原料供給管理票」

牛由来の肉骨粉等

② 他人所有の施設等を賃借して生産（保管）もしくは委託生産する場合

「賃貸借又は委託生産契約書の写し」

他人所有の施設等を賃借して肥料の生産（保管）を行う場合は賃貸契約書の写しを、他者へ生産を委託する場合は委託生産契約書の写しを添付してください。委託生産は、受託者が生産した肥料は全て委託者に譲渡されることが要件となります。委託者以外へ譲渡する場合は、受託者が届出を行います。

③ 法人からの届出で、申請者が法人代表者ではない場合（工場長等）

法人代表者から代理人として権限を委任された者（工場長等）は、代理権の存在を証明する書類（委任状：日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代理人職氏名を記したもの・様式

は任意)

2 留意事項等

(1) 届出内容の変更などの手続き

届出した事項に変更又は廃止が生じた場合は、生じた日から2週間以内に変更及び廃止の届出を行ってください。変更の場合は、変更内容のわかる書類(登記簿謄本、各契約書等)を添付ください。

なお、保証成分の変更や原料等の変更の場合は、新規届出が必要となりますので、廃止届と生産届を提出ください。

(2) 法律上の遵守事項

① 保証票の添付

保証票を作成し、肥料の容器又は包装外部に明示してください(法第17条)。保証票の記載事項及び様式は下記FAMICの「肥料の表示の手引き」を参照ください。

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub8_hyoji.pdf

② 異物混入の禁止

品質が低下するような異物を混入してはいけません(法第25条)。

③ 虚偽の宣伝等の禁止

主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法(材料や生産工程)について、虚偽の宣伝、誤解を生じる恐れのある名称を用いてはいけません(法第26条)。

④ 帳簿の備付

肥料生産及び使用した原料の帳簿を作成し、2年間保存してください(法第27条)。

(3) その他留意事項

① 生産量の報告

毎年1回、1月上旬を目処に当課から調査用紙を送付しますので、報告をお願いします。

② 立入検査

農林水産大臣又は都道府県知事は法の目的達成のため、生産事業場、倉庫、その他の場所に立ち入り、質問、帳簿書類の検査、肥料の分析検査(行政検査)のための必要最小量の収去を行うことがあります(法第30条第1項及び第3項)。当課でも、毎年抽出での立入検査を実施していますので、御協力をお願いします。

Ⅲ. 各種申請書及び記載例

指定混合肥料生産業者届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー)
住所

(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)
氏名

(電話番号 :)
(FAX番号 :)

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

氏名

住所(〒 ー)

2 肥料の名称

3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別

4 生産する事業場の名称及び所在地(電話番号があれば記載する。)

名称 :

(〒 ー) (電話番号 :)
所在地 :

5 保管する施設の所在地(名称、電話番号があれば記載する。)

(名称 :)

(〒 ー) (電話番号 :)
所在地 :

返送先(※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒 (電話番号 : FAX番号 :)

住所

氏名(担当部署)

(担当者)

記載例

指定混合肥料生産業者届出書

令和〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票又は
運転免許証に記載のとおり、法人は
登記簿に記載のとおり御記入くださ
い。任意組織の名称等は記入しない
でください。

(〒**266-0014**)
住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**
(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)
氏名 **千葉肥料株式会社**
代表取締役 千葉 太郎
(電話番号：**043-291-1875**)
(FAX番号：**043-291-1876**)

下記により指定混合肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出ます。

記

- 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
氏名 **千葉肥料株式会社**
代表取締役 千葉 太郎
住所(〒**266-0014**) **千葉市緑区大金沢町941-1**
- 肥料の名称
ちば肥料
届け出る名称を記載。なお、肥料の品質の確保等に関する法律第26条2項(誤解を生ずる名称の禁止に違反しないよう留意ください。詳細はFAMICの肥料登録申請の手引きも参照ください。http://www.famic.go.jp/ffis/fert/obj/sub2_touroku.pdf)
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別
指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料のいずれかを記載する
- 生産する事業場の名称及び所在地(電話番号があれば記載する。)
名称：**千葉肥料株式会社 堆肥センター**
(〒**266-0006**) (電話番号：**043-291-0151**)
所在地：**千葉市緑区大膳野町808**
- 保管する施設の所在地(名称、電話番号があれば記載する。)
(名称：**千葉肥料株式会社 堆肥センター**)
(〒**266-0006**) (電話番号：**043-291-0151**)
所在地：**千葉市緑区大膳野町808**
(名称：**千葉肥料株式会社 本店**)
(〒**266-0014**) (電話番号：**043-291-1875**)
所在地：**千葉市緑区大金沢町941-1**

生産した製品を全て別の場所に移動させている場合を除き、通常、生産事業場も保管場所に該当します。
複数ある場合は、列記または別紙一覧としてもれなく記載します。4と同じ場合、「同上」の記載も可。

返送先(※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号：**043-291-0151** FAX番号：**043-291-5319**)
住所 **千葉市緑区大膳野町808**
氏名(担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター**
(担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー)
住所

(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)
氏名

(電話番号 :)
(FAX番号 :)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

(指定混合肥料の名称及び届出受理番号 :)

返送先 (※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒	(電話番号 :	FAX番号 :	)
住所			
氏名 (担当部署)	7		
(担当者)			

記載例

指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書

令和〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票又は
運転免許証に記載のとおり、法人は
登記簿に記載のとおり御記入くださ
い。任意組織の名称等は記入しない
でください。

(〒**266-0014**)

住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**

(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)

氏名 **千葉肥料株式会社**

代表取締役 房総 次郎

(電話番号：**043-291-1875**)

(FAX番号：**043-291-1876**)

さきに **令和△△年△月△日**、**及び令和□□年□月□日** 付で肥料の品質の確保等に
関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の
規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け
出ます。

複数の届出に該当する場合は、日付を併記または別記とし、1枚の届出で可。

記

- 1 変更した年月日 **変更した事項ごとに日付を記載。**

(1)令和〇〇年〇〇月 〇〇日

(2)令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 2 変更した事項 **変更内容がわかるように、(新)・(旧)を併記。**

(1)代表者の氏名 (新)房総 次郎 (旧)千葉 太郎

(2)保管施設の追加:

(新)①〒266-0006(電話番号:043-291-0151)

千葉市緑区大膳野町808(名称:千葉肥料株式会社 堆肥センター)

②〒287-0026(電話番号:0478-59-2100)

香取市大根1295(名称:千葉肥料株式会社 北総営業所)

(旧)①〒266-0006(電話番号:043-291-0151)

千葉市緑区大膳野町808(名称:千葉肥料株式会社 堆肥センター)

生産事業場や保管施
設に、名称・電話番号
があれば記載してく
ださい。
複数の生産事業場や
保管施設がある場合、
列記または別紙で「保
管施設の新旧一覧表」
等として添付してく
ださい。

- 3 変更した理由

(1)役員改選のため

(2)営業所の増設のため

複数の届出に対して該当する場合は、届出ごとの「肥料の名
称」と「届出受理番号」を併記してください

(指定混合肥料の名称及び届出受理番号：**ちば肥料1号・第00号、ちば肥料2号・第△△号**)

返送先 (※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒**266-0006** (電話番号：**043-291-0151** FAX番号：**043-291-5319**)

住所 **千葉市緑区大膳野町808**

8

氏名 (担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター**

(担当者) **肥料担当 鈴木 花子**

指定混合肥料生産事業廃止届出書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

(〒 ー)
住所

(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)
氏名

(電話番号 :)
(FAX番号 :)

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項)の規定により届け出た指定配合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた指定混合肥料の名称(届出受理番号)

返送先(※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)

〒	(電話番号 :	FAX番号 :	)
住所			
氏名(担当部署)			
(担当者)			

記載例

指定混合肥料生産事業廃止届出書

令和〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

持参日または投函日を記入します。

申請者が個人にあっては住民票又は
運転免許証に記載のとおり、法人は
登記簿に記載のとおり御記入くださ
い。任意組織の名称等は記入しない
でください。

(〒**266-0014**)
住所 **千葉市緑区大金沢町941-1**

(法人にあってはその名称及び代表者の役職名・氏名)
氏名 **千葉肥料株式会社**
代表取締役 千葉 太郎
(電話番号: **043-291-1875**)
(FAX番号: **043-291-1876**)

さきに **令和△△年△△月△△日**、及び **令和□□年□□月□□日** 付で肥料の品質の
確保等に関する法律第16条の2第1項(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2
第2項)の規定により届け出た指定配合肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条
第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

複数の届出に該当する場合は、日付、肥料名称、番
号を併記または別記とし、1枚の届出で可。

- 2 生産していた指定混合肥料の名称(届出受理番号)

ちば肥料1号(第〇〇号)、ちば肥料2号(第△△号)

返送先(※副本の返送先が届出者住所氏名と異なる場合は、記入してください。)
〒**266-0006** (電話番号: **043-291-0151** FAX番号: **043-291-5319**)
住所 **千葉市緑区大膳野町808**
氏名(担当部署) **千葉肥料株式会社 堆肥センター**
(担当者) **肥料担当 鈴木 花子**